



報道発表資料

令和5年11月8日

北海道警察本部

独立行政法人国民生活センター



## 海産物の電話勧誘トラブル

### 年末にかけて特に注意してください！

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。2023年度上期の相談件数は1,183件<sup>1</sup>となっており、前年度同期(2,408件)に比べ減少はしていますが、引き続き多くの相談が寄せられています。

北海道警察本部では悪質業者の摘発を強化しており、今年6月には特定商取引法違反の疑いで札幌市内の会社役員らを逮捕しています。この事件では、消費者に「北海道内の水産業者」を名乗って電話をかけてきて、「北海道産の海産物」と言って、価格に見合わない海外産などの海産物を販売していました。

直近では、一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化等に関連した勧誘トーク（困っているので支援してほしいなど）も見られます。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

※本公表は、北海道警察本部と国民生活センターが連名で、消費者に向けて注意喚起を行うものです。

#### 1. 相談事例

##### 【事例1】

母のところに、「以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外で問題になっていて、売れない状況にあります。助けてください」と電話があった。2～3万円と高額だったため、母は曖昧に返事をしたようだが、電話を切ってから、商品が届くのではないかと不安に思い、私に相談してきた。電話口で会社名を聞いたがはっきり言わず、電話番号もわからない状況だったため、私が母の携帯電話の着信履歴を見て、相手先事業者と思われる番号に電話をしているがコール音が鳴るだけで誰も出ない。商品が届いた場合の対処法を知りたい。

(2023年9月受付 契約当事者：80歳代 女性)

<sup>1</sup> 相談件数は2023年10月10日までのPIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）登録分。PIO-NETとは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

## 【事例 2】

携帯電話に着信があり、「北海道の支援のために海産物を買ってほしい」と言われた。「北海道の事業者から仕入れていて、内容も良いし、損はさせない」と言われたので購入することにし、代引きで約2万円を支払った。届いたものを見ると、とても代金に見合わないものだった。商品の中に「内容について疑問の方は返品もクーリング・オフもできる」と書いてあったため、事業者に電話して返品と返金を求めたところ了承された。しかし、返品してから2週間以上たつが、いまだに返金がなく、事業者が電話に出なくなってしまった。

(2023年8月受付 契約当事者：50歳代 男性)

## 【事例 3】

自分の携帯電話に知らない携帯電話番号から「以前注文いただいたものです。北海道の海産物はいかがですか。1週間後に届けます」と電話があった。約2万円分を注文し、後日銀行振り込みで支払うこととした。携帯電話のアドレス帳に以前に北海道で海産物を注文した事業者の電話番号があったため、念のため電話で注文を確認したところ、その事業者には注文していないことがわかった。不審に思い、翌日、今回勧誘してきた事業者に電話で「注文をキャンセルしたい」と申し入れたところ、了承されたが、後日事業者から契約書が届いた。解約できているか心配だ。

(2023年5月受付 契約当事者：70歳代 男性)

## 2. 消費者へのアドバイス

### ○電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。

実際に「以前購入してもらったことがある」などと言ってすぐに断れない状況にして勧誘するケースが見られるほか、「海産物が売れなくて困っている。支援してほしい」などと言って消費者の善意・同情心に付け込む手口が増える可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。電話機のナンバー・ディスプレイ機能<sup>2</sup>を利用して知らない電話には出ない、あるいは、常時留守番電話にしておくのも一法です。

### ○電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフ<sup>3</sup>することができます。

### ○断ったのに一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

断ったにもかかわらず一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。もし、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商

<sup>2</sup> 発信者側の電話番号を表示し履歴を残す機能のこと。

<sup>3</sup> クーリング・オフの通知書面の書き方や手続き方法はこちら

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

品については代金を支払う必要はありませんので、販売業者に対し返金を求めましょう。商品の受け取り後に代金を請求された場合も、応じないようにしましょう<sup>4</sup>。

○不安なとき、トラブルになったときは消費生活センターや警察等に相談しましょう。

\* 消費者ホットライン：「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等を案内する全国共通の3桁の電話番号です。

\* 警察相談専用電話：「#9110」番

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国統一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口に接続されます。



(道警マスコット『ほくとくん』)

<sup>4</sup> 注文や契約をしていないのに金銭を得ようとして送り付けられた商品は、消費者が自由に処分してよいことになっています。

(消費者庁) 特定商取引法の通達改正・一方的に送り付けられた商品に関するチラシ等の公表について  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/024752/>